

陳 情 書 綴

(陳情第 21 号～第 40 号)

令和 7 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 21号	対外的情報機関の設立等について	1
陳情第 22号	食料安全保障について	3
陳情第 23号	高額療養費について	5
陳情第 24号	最低賃金の引き上げ等について	7
陳情第 25号	消費税について	9
陳情第 26号	行政にかかる諸問題について	11

(議会運営委員会)

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について	17

(総務財政委員会)

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について	17
陳情第 28号	政党機関紙について	21
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について	23

(市民人権委員会)

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について	17

(健康福祉委員会)

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について	11
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について	17
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について	23
陳情第 30号	子どもの権利条例について	25
陳情第 31号	新型コロナウイルスワクチンについて	27
陳情第 32号	公共交通について	31

(産業環境委員会)

陳情第 27号	行政にかかる諸問題について	17
---------	---------------	----

陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	23
陳情第 33号	景観形成等について……………	33

(建設委員会)

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第 32号	公共交通について……………	31
陳情第 33号	景観形成等について……………	33
陳情第 34号	公共交通について……………	39
陳情第 35号	公共交通について……………	41
陳情第 36号	公共交通について……………	43
陳情第 37号	公共交通について……………	45
陳情第 38号	金岡公園プールについて……………	47

(文教委員会)

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第 39号	支援学校について……………	49
陳情第 40号	放課後施策について……………	55

対外的情報機関の設立等について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追求 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤克助

国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を
求める意見書の提出に関する陳情

陳情の内容

日本は防衛力強化の一環として、対外的情報省を設立し、日本全体の防衛力を強化しつつ、日本の政治、経済、文化、の中心であり、国際都市、東京に存在する横田基地空域の航空管制の返還を
求める意見書を提出するようにお願いする次第です。

<陳情事項>

北東アジア地域は、中国の対外的拡張政策（尖閣諸島問題、台湾武力解放）北朝鮮のロシアへの
軍隊派遣等、日本の防衛体制を取り巻く環境は厳しさを増しています。米国はこのような北東アジ
アの厳しい環境を認識し、日本に防衛力強化を求めています。

この状況下の中、日本は防衛力強化の一環として、対外的情報省を設立、防衛力を米国に依存す
るのではなく、日本自身が防衛する気構えを内外に示す必要があると考えます。

又日本の政治、経済、文化、の中心である、国際都市、東京に存在する横田基地空域の航空管制
は、日本がやるべきと国に対し横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書を提出するよう
お願いする次第です。

受理年月日 令和7年2月3日

食料安全保障について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追求 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加 藤 克 助

国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書

陳情の内容

現在、防衛力強化の一環として、軍事装備品を求める要求が多数出ています。しかし、去年のコメ不足で日本中が大騒ぎ、いかに日本の食の、安全、安心の政策は砂上の楼閣であると感じました。

この為、国に対し有事の際、国民が一年間食する事が出来るように、食料の備蓄を大幅に増やし、食糧備蓄の予算は、防衛関連予算から出すことを求める意見書の提出をお願いする次第です。

<陳情事項>

現在、国内では反撃能力を高める取り組みが進んでいます。しかし、去年の夏、自然災害が多発する状況を目の当たりにした市民は、各家庭でお米を余分に購入、又新規参入者はお米の買い占めに奔走、この為、スーパー、コメ専門取り扱い業者間で、コメ不足が発生、この状況がマスコミから国内の消費者に喧伝されました。このような状況下から、令和のコメ騒動が発生したと思われま

す。

しかも、日本の（令和5年度、農林水産省 出典：食料、農業、農村白書、）食料自給率は38%と先進国では最も低い食料自給率です。

よって、有事に備える為、国民が1年間食する事が出来るように食糧の備蓄を大幅に増やすことが必要であり、要旨のとおり陳情するものです。

受理年月日 令和7年4月25日

高額療養費について

陳情者 堺市堺区
森 高 志（事務職・代表）
大 平 路 子（社会福祉士）
斉 藤 和 則（医師）
田 端 志 郎（医師）

「高額療養費引き上げ案」の白紙撤回を政府に求めてください。

陳情の内容

高額療養費制度は、健康保険加入者の高額な窓口負担額を抑えるための優れた制度で、高額な治療を受けた場合に、患者の負担が重くならないよう年齢や年収に応じて、ひと月あたりの医療費の自己負担に上限を設けているもの、です。

これまでも上限額の引き上げがされ患者窓口負担額が増えてきましたが、政府はさらなる上限額引き上げ案を提出し、この8月から実施する予定でした。これに対し、患者団体や医療関係団体から反対の声明や多くの署名が寄せられました。その結果、引上げ案の実施は一旦見送られました。が、今秋以降に再検討するとし、白紙撤回には至っていません。

医療費に悩む市民からは「お金がないから治療を諦めるしかない」、「子どもの学費や住宅ローンの支払いを考えたら、治療費をあきらめるしかない」「医療費を支払うと、生活に回せるお金がなくなる」など深刻な声をお聞きします。窓口負担上限額の引き上げは、この状況をさらに悪化させることにつながります。とくに医療費が高額となるがん治療（化学療法や放射線治療など）を継続的に受けている患者さんや難病の患者さんは深刻です。治療を受け続けられないいけないことで仕事にも制限がかかり、収入が減る方もいます。

今回の引き上げに対して複数の医療系学会や患者団体が意見を表明しています。日本乳がん学会は「自己負担上限額が引き上げられれば、治療継続をためらう患者が出るのが懸念される。早期治療の機会を逃すことで、患者の予後は悪化し、さらなる高額医療費が必要となる可能性や社会的負担が増大する可能性がある。また乳癌は他のがんと比較して、現役世代・子育て世代の罹患する割合が多く、医療費の負担が原因で経済的困窮に陥ることは、患者本人だけでなく家族を含む生活

全般に深刻な影響を及ぼすことが懸念される」と緊急声明を出されました。

堺市では、がん診療拠点病院をはじめ市民が医療にアクセスしやすいよう、医療供給体制を整えていただいています。しかし、患者窓口負担が増えれば医療へのアクセスできない方が増え、手遅れや重症化にもつながりかねません。このことは「堺市基本計画2025」に掲げられた「健康で長生きできる都市の実現」（「2,人生100年時代の健康・福祉～Well-being～」）にとっても妨げになるものです。

市民の健康と安心して医療を受けることのできる環境を保障するために、高額療養費の自己負担上限額引き上げ案の白紙撤回を堺市議会として政府に意見を上げてください。

受理年月日 令和7年5月8日

最低賃金の引き上げ等について

陳 情 者 堺市堺区
大阪労連堺労働組合総連合
議長 山 道 崇 之

「最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情の内容

主食である米をはじめとして食品など生活必需品の値上がりが続き、堺市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また物価高騰は、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

2024春闘で私たちは、物価高を上回る賃上げを要求し、近年にない額の賃上げが実現できましたが、それでも物価高には追いついていません。最低賃金も前年比50円の引き上げになりましたが、私たちが先日実施した物価高騰を反映した必要生計費調査で明らかにした「最低限度の生活を保障する賃金は時給1,800円」で、最低賃金時給1,114円（大阪）とは離れています。

1990年代半ば以降の30年間、欧米諸国の労働者の実質賃金が順調に伸び続けてきたのとは対照的に、日本の労働者の実質賃金は低下し、国民の消費購買力の弱さが日本経済の成長を阻害する要因となっています。昨年行われた総選挙において、与野党から多くの政党が「時給1,500円」に言及し、「手取りをふやす」という主張を含めて、ほとんどの政党が物価高騰に負けない国民生活の保障・改善が必要であるという立場に立っています。

物価高騰を上回る賃上げで、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めることは、経済の好循環を生み出します。現在私たちは、全国で、物価高騰を反映した価格の再調査を実施中ですが、「最低限度の生活を保障する時給」は2年前の「1,500円」を大きく上回り、「1,700円」前後となりそうです。「時給1,500円」は、遠い将来の目標ではなく、止まらない物価高により憲法が保障する生きる権利を脅かされている国民に、最低限度の生活を取り戻すために欠かせない喫緊の課題です。

政府目標も「2020年代に全国加重平均で最低賃金を時給1,500円に引き上げ」し、デフレ脱却と

実質賃金の上昇を促すとしています。

最低賃金の引き上げにかかわって、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。コロナ禍による業績不振から抜け出せず、物価高による経費の増加で資金繰りが逼迫し、税・社会保険料の滞納が原因となった倒産が過去最多となっています。コロナ禍で一時納付猶予が認められていた税・社会保険料の猶予額を、今、通常の納付額に上乗せして納付を求められ、支払えずに倒産する企業が増加しているのです。中小企業・小規模事業所の経営を守り、最低賃金時給1,500円を実施し、国民の生活改善、経済の好循環を実現するためには、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動をともなう抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が求められます。

現行法では、最低賃金は地域別に決められています。しかし、私たち労働組合の仲間が全国でとりくんでいる必要生計費調査の結果を比較してみると、どこの都道府県に住んでいても、最低限度の生活に必要な生計費に大きな差はありません。

最低賃金を引き上げ、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

受理年月日 令和7年5月8日

消費税について

陳 情 者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
代表 山 口 義 弘

「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

陳情の内容

この数年、歴史的な物価上昇の下で食料品や生活必需品、電気・ガス・ガソリンなどの高騰が続き、多くの国民の生活と、中小零細事業者の経営が圧迫されています。

政府も対策を講じてはきましたが、2024年には企業倒産件数が1万件を超えるなど、経済清勢は悪化の一途をたどっています。米国・トランプ政権による関税引き上げの悪影響も懸念される中、いま対策を打たなければ、府民の困窮が進み地域の雇用が失われ将来の税収も減少しかねません。

今年4月の世論調査では消費税減税に「賛成」と答えた人が全体の61%に上り、また報道によると、ほぼ全ての国政政党の政策ともなっています。この事からも、消費税の減税が国民多数の願いであることは明らかです。私たちの街頭宣伝でも「親には学費の負担をかけているので、生活が苦しくても我慢している」という学生や、「持病があり通院しているが、これ以上親には心配かけたくない」と不安を語る青年など、切実な声が多数寄せられています。

すでに世界では、110の国・地域が国民の負担軽減と購買力の下支えを目的に消費税（付加価値税）の減税を決定・実行しています。日本でも早急に実施すべきです。

事業者は赤字でも消費税の納税を迫られています。人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減されるため、賃上げ支援としても効果的です。堺市基本計画2025では人口の維持を将来に向けた目標としていますが、その前提となるものは、庶民の生活の安定に他なりません。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えている消費税を、5%以下に引き下げを強く求めます。

ぜひ、議会で消費税減税を求める国への意見書を採択してください。

<陳情事項>

1. 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を議会で可決し、政府に送付していただくこと。

受理年月日 令和7年5月8日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

大 野 ますみ

畠 山 久 子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また大阪府民としては夢洲の大阪・関西万博の建設費がかさみ、撤去費用などあわせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担が増えるのは明らかです。多くの府民が万博中止の声を挙げています。まして防災対策やインフラ整備、交通手段の安全が確保できない危険なところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は万博・IRカジノ建設より、多発する災害の被災地支援に、国も大阪府・市も力を入れるべきではないでしょうか。堺市として引き続き万博中止について議論し、検討してください。

世界各地で戦闘状態が恒常化し、日本も基地強化や日米共同訓練、専守防衛の理念を逸脱する戦争をする国づくりへの準備がすすめられています。戦闘状態は一刻も早く終結し、アジアの緊張状態をなくすためにも堺市も国に対して、憲法を守り、日本政府の役割を果たし平和に貢献するように求めてください。

また市民の命とくらしを守るための予算の増額を国に対して要望して下さい。

「自治体と市民の繋がりの強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、十分議論を尽くされるよう、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 「選択的夫婦別姓制度」導入の実現にむけて、堺市議会として国への要望をさらに強めて下さい。
2. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が94か国、批准が73か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう堺市議会として国に要望してください。

議会運営委員会審査分

3. 「議会だより」の発行について毎回同じ回答が届いています。市民の声の届く市議会に向けて大切な取り組みと考えます。どのように考えられますか。

総務財政委員会審査分

4. 大阪・関西万博では、堺市も関連するインバウンド需要を見込んだ開発事業に多額の予算が計上されています。しかし、それらの予算は実際に堺へのインバウンドに活かされているのか、甚だ疑問です。無駄な費用ではないでしょうか。費用対効果を検証し予算を見直して、物価高騰や社会保険料負担に苦しむ堺市民の暮らしの支援に回してください。

また市民サービスを行財政改革の名のもとに削減しないでください。

5. 広報さかいの更なる充実を求めます。広報さかいの配布業者がかわり、委託先の商業紙の販売所が1軒のポストに複数入れたり、また折り込みに自社の新聞の宣伝物を入れているところもあります。どのように考えられますか。
6. 堺市として、高校・大学卒業生の名簿を自衛官募集のために卒業生に生徒の個人情報を提供して各家庭に自衛隊に関連する資料を配布させないでください。また自衛隊への情報提供の除外申請が出来ることを市民に周知させてください。

また中学卒業生に陸上自衛隊工科学校生徒募集などを送付しないように、関係当局に要望してください。

7. 毎年期日前投票の割合が増えています。地域の若年層から高齢者の意見を丁寧に聞いて、その実情に合わせて期日前投票所の増設や改善に取り組んでください。

市民人権委員会審査分

8. 毎年地震や豪雨などの災害がおきています。発災時から、避難所において命・健康を守るために、十分なトイレトレーラーやキッチンカーの配備をしてください。すべての人に段ボールベッドなどが行き渡るよう、環境改善に向けて取り組みを強めてください。
9. 「包括的性教育」は人権の観点からもジェンダー平等の社会の実現に欠かせないものです。引き続き学校現場だけでなく、市民に向けて啓発の取り組みを進めてください。

10. 身近な地域で女性がコミュニティづくりやボランティア活動に利用できる場所が足りていません。安価で利用しやすい施設の拡充をお願いします。
11. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和や核廃絶の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。

健康福祉委員会審査分

12. 火葬場が足りず火葬に1週間以上待たされることがあると聞きました。遺族にとってその期間は落ち着かず、心労が重なります。回答では火葬入場時刻を延長し、火葬枠を増枠して対応しているとのことですが、更に公的な火葬場を増やしてください。
13. 国民健康保険料は、物価高騰が続く中、国民健康保険料が暮らしを圧迫しています。堺市として独自に検討し、負担軽減を行ってください。
14. 全国では補聴器助成制度を導入する自治体が急速に増え、2024年10月時点で10府県419市町村へと広がってきています。大阪市でも今年4月より25,000円の補助がつくようになりました。堺市独自でも加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を導入してください。
15. 介護保険料は、特に65才以上の市民にとって改定のたびに上がり続け、保険料負担が重くなっています。介護保険料を引き下げて下さい。
16. 堺市には現在53軒の特別養護老人ホームがありますが、2025年2月5日現在で待機者が580人になっています。さらに高齢化が進み待機者が増加すると思われます。公的な施設を増やして下さい。
17. 人間の尊厳を支えるケア労働は、持続可能な社会になくってはならない仕事ですが、慢性的な人手不足で現場は疲弊しています。女性が多いケア労働者の処遇改善のため、市としてできる限りのことを行い、市として国に向けても強く要望してください。
18. 高齢の低年金の単身女性が困窮し孤立しないように、生活を支える仕組みを整備してください。
19. 市のホームページに「戦没者・戦災死没者」の追悼のページの新たな作成ありがとうございます。ホームページをみれば、平和エリアの意義や設立主旨が大変わかりやすくなりましたが、現地を訪れた人々にも、そのことが伝わるように新たな説明掲示板やパンフレットの作成などを再度検討してください。
20. 就学前の子どもたちを預ける施設での保育士不足を解消するため保育士の処遇改善と運営補助金の予算を増やしてください。特に人手不足で無資格の保育士を入れる状況があり、現場では対応に苦慮しています。市として国には配置基準や公定価格の見直しを要求してください。

建設委員会審査分

21. 堺市のまちづくりについては、業者本位の開発中心ですすめるのではなく、住民の意見を聴いて丁寧に進めて下さい。
22. 公共交通の充実のため、事業者への運行費用の補助をさらに進めて「利便性」を向上させてください。特に周辺地域や交通弱者によりそった施策を求めます。乗合タクシーの使い方を広く知らせてください。長時間労働の運転手さんの仕事の負担の改善にむけて事業者に働きかけてください。また不要不急のSMI 都心ラインの計画は中止してください。
23. 堺市として自転車ヘルメット購入の補助をしてください。
24. 下水道管老朽化の問題において痛ましい事故が occurred。市民生活に不可欠な公共インフラとして水道施設の点検と整備を早急に行ってください。そのためにも技術職員を増やして下さい。

文教委員会審査分

25. 万博遠足では、「満足に下見ができない」「交通のアクセスが少ない」「熱中症対策や災害時における救助対策も確保されていない」という状況で、こどもの命を守ることは出来ません。学校行事としての万博遠足は、学校任せでなく堺市教育委員会として今からでも中止にしてください。
26. 全ての中学校区で学校群が取り組まれています。これまで小中連携して取り組んできた中身とどのような違いがあるのか、課題も含めて保護者、地域に詳しく伝えてください。学校群を実施するための予算もない中で、教職員の負担を増やす学校群は止めてください。
27. 通常学級と支援学級のダブルカウントで、給食など全員が教室で過ごす時間に40人を超え教育環境が厳しい学級が多くあるのが実状です。ダブルカウントを解消し少人数学級を今より迅速に進め、不登校児童生徒の対応も出来るよう、教職員を増やしてください。
28. 学校給食無償化を小学校1・2年生から始めましたが、国の動向を待たず早急に全ての学年で実施してください。物価高騰の中でも安全・安心で美味しい、充実した献立を要望します。
6月から始まる中学校給食は「給食センター」からのスムーズな配送と現場の受渡し場所に人を確保してください。
29. 学校体育館は授業やクラブ活動、地域活動などの他、災害時の避難場所として大事な場所です。空調設備の設置を計画より早急に進めてください。また教室の上階ほどエアコンが効かない状況です。断熱材を入れる対策も早急に検討して実施するよう要望します。
30. 「のびのびルーム」では「プロポーザル方式」が導入され、「3年ごとに事業者が変わり保育内容や指導員が変わるので不安」「指導員の資質も疑念を抱く」「体調が悪い時に休める場所がない」と言う声があります。元の堺市の事業として市が責任をもって運営し、指導員の身

分を保証してください。

31. のびのびルームも地域によってはマンモス化して過密化が問題になっています。どの学校も放課後、児童が安心して過ごせる環境を保障してください。
32. 学校司書の配置が週2日では全校の児童生徒に関わることは難しいです。せめて各学校週5日1名を配置して環境を整備してください。
33. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないでください。

受理年月日 令和7年5月8日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

障害者医療について健康医療推進課との話し合いの場を継続して持って下さい。『障害者医療について相談できる部署（窓口・担当者）』を健康医療推進課の中に作って下さい。

言葉で伝えられない障害者児や、緊張・不安の強い障害者児にとって、受診・検査・治療・入院は非常に難しいです。恐怖・不安・緊張から嫌がっているように見えても、治療そのものを拒否しているわけではありません。本人の気持ちを支える粘り強い支援と多くの体験によって見通しがつき、受け入れられる痛みの幅が広がり、治療できるようになったケースが多くあります。

一方で「障害が有る無しに関わらず医療は拒否しない」となっても医療機関から障害を理由に診療拒否されることがたくさんあります。障害者児が当たり前を受診でき、治療が受けられるように、医療機関側の理解が進む具体策を図ってください。

まずは堺市立総合医療センターで『障害者医療』を確立し、障害を持つ堺市民が安心して必ず受診ができるようにして下さい。

「不安から大きな声を出してしまう」「おとなしく待てない」障害者児が安心して受診できるように、予約時間帯の調整や待合室の別室化等の工夫を進めてください。

母子医療センターと連携し、20才を越える障害者児が地域の医院への移行を進められるように、堺市立総合医療センターで受け入れ、ネットワークを通じて医療機関を推薦して行って下さい。

障害者が堺市で安心して暮らせるためには、障害者の生活施設（ショートステイやグループホーム）にも医療提供・医療連携が必要です。堺市医師会・堺市立総合医療センター・健康福祉プラザが連携して「障害者医療の拠点」となって下さい。また、看護協会とも連携してください。

「緊急時対応事業」で医療ケアが必要な障害者には『ベルデ』を対応事業所に加えて下さい。

堺市の議会は「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、陳情いたします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議員は法令を順守してください。
2. 堺市は42人議員を進めてください。

総務財政委員会審査分

3. SDGsの目標に向けて事業を進めてください。
4. 職員の働き方改革を進めてください。（職員の命が大事です）
 - (1) 職員は5,500人まで（職員は市民のサービス）ふやしてください。
 - (2) 1年（職員は25万円）民間では令和6年30万円あります。初任給を増やしてください。
 - (3) 大阪市同じく地域手当を15%に進めてください。
 - (4) 職員の不祥事をなくしてください。
 - (5) 週休3日制にしてください。
5. 消費税（食8%他10%）下げないでください。
市税金も国に反対を求めてください。
6. 堺市の財政収入を増やしてください。
7. 基金残高（貯金）大幅を増やしてください。

市民人権委員会審査分

8. 区役所機能を強化してください。
9. ダイバーシティ推進してください。

健康福祉委員会審査分

10. 保健医療の推進を強化（百日セキ）してください。
11. 障害者支援を確立してください。障害者医療について健康医療推進課との話し合いの場を継続して持って下さい。『障害者医療について相談できる部署（窓口・担当者）』を健康医療推進課の中に作って下さい。
12. 「緊急時対応事業」で医療ケアが必要な障害者には『ベルデ』を対応事業所に加えて下さい。
13. 百日せき流行、堺市内、去年1年間を上回る、生後6ヶ月以下は重症化して死亡する。堺市はワクチン接種を呼びかけてください。
14. 「こども誰でも通園制度」について堺市の計画を教えてください。

産業環境委員会審査分

15. 新たな観光推進を進めてください。（関西万博）（2023年G7貿易大阪・堺しました）
16. 堺市の建物を環境に配慮（SDGs）して、整備を進めてください。
17. ごみの4R運動を進めてください。
18. カーボンニュートラルの実現に向けて事業を進めてください。
19. 為替（ドル＝145円）により、経費（ガス、電気、人件費）が上がりました。
 - (1) 中小企業に支援（正規社員の給与水準の向上等）を進めてください。（令和5年から貸付金の返済が始まる）
 - (2) イノベーション投資を進めてください。
 - (3) 中百舌鳥イノベーションを進めてください。
20. 農業支援の取り組みを進めてください。
21. 堺市は米を安く売ってください。
給付金を、出してください。

建設委員会審査分

22. 中心市街地の活性化について事業を進めてください。
23. 南海高野線連続立体交差事業について事業を進めてください。
24. 公園の活用について推進してください。
25. 自転車のサイクルロードを進めてください。
26. 「PFAS」22（都府県242地点）で国の暫定指針値2023年度国の暫定的な指針値を超える濃度が検出されました。
有機フッ素化合物「PFAS」のうち「PFOS」「PFOA」の有害性が指摘されています。
堺市の「井戸水」「水道水」が市民に安心安全であることを知らせてください。
27. 上下水道局の経営マネジメントに重点を置いた役割を明確にしてください。

文教委員会審査分

28. 教育委員会で多発する不祥事を受けて改革を進めてください。
 - (1) 高校受験時に合否判定の資料となる調査書（内申書）の誤記載。

学校	評定	合否	対象
A校	22名		
B校	49名		
C校	4名		
15校	65名		

教頭から何度も指導を受けながら理解に至らず、誤記を誘発した。2度と発生しないようにしてください。

- (2) 生徒に対しての体罰をなくしてください。
- (3) 不登校の生徒をなくしてください。

受理年月日 令和7年5月1日

政党機関紙について

陳 情 者 大阪府大阪市
パワハラから職員を守る大阪府民の会
代表 小 林 一 介

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書

陳情の内容

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会81か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択されております。

大阪府では、3月議会に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」をだして、大阪狭山市が採択され、改善に舵を切りました。

例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなりました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う購読強要、あるいはハラスメントが慢性化している事例です。港区では調査結果を踏まえて、3月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。

2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も近年大幅に増え、108になります。

そこで府民の会は、情報公開で政党機関紙の取り扱いについて、庁舎管理規則でどう扱うかを情報公開した結果、堺市庁舎管理規則第7条で許可を受ける行為と定められておりますが、許可証の申請がなく、許可証を発行していないことが判明しました。

そこで、これまで堺市庁舎内において一部議員が職員に勧誘行為を行ってきた可能性があれば、「庁舎内における政党機関紙勧誘は許可を有する行為である」との原則を改めて明言するべきではないでしょうか。私どもは3月議会において、政党機関紙勧誘に関する実態調査アンケートを求め、委員会審議しましたが、「当局に善処方を要望」しただけで、採択されませんでしたので、アンケートは実施されておられません。

もし行政が早急な実態調査をする意思がないのであれば、このような庁舎管理規則への違反行為、さらには勧誘に伴う心理的圧力が生じることがないように、最低限、以下の3項目を強く要望いたします。

<陳情事項>

1. 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。これまで許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた可能性があれば、今年から改めてください。
2. 今後、庁舎管理規定に違反して、庁舎内で議員から職員に政党機関紙の勧誘行為を行った事例が発見された際は、全庁舎的な実態把握のため、政党機関紙の勧誘行為に関する職員アンケート実施するなど、再発防止に努めてください。
3. 「政党機関紙の勧誘行為」について、仮に議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、ハラスメントに該当する行為を未然に防ぐため、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関して職員アンケートを通して収集し、判断材料としてください。

受理年月日 令和7年5月7日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺市内民商連絡会

代 表 山 口 義 弘

石 原 正 之

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

地域経済、雇用、街並みの担い手、中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、街並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。新自由主義による貧困と格差の拡大、社会保障の削減と自己責任の強要、中小企業淘汰につながる政策を否定し、堺市が持続可能な自治体として地域循環型の経済を確立する事を目的とし以下の項目を要望致します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. マイナンバーは情報流出の恐れがある等、制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事。未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。
2. 堺市は政令市の名において、地方自治の本旨を守り、住民主人公の地方自治実現に向けて、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
3. インボイス制度は所得減少に苦しむフリーランスや零細業者を過酷な徴税に追い込む制度である事から、埼玉県や佐賀県議会、吹田市議会をはじめ、様々な自治体で廃止を求める意見書が国に上がり始めている。堺基本計画2025がめざす未来にとってもインボイス制度が無い方が 良い事は明白である事から、堺市は廃止を求める事。

4. 日本は他の先進国に比し納税者の権利確立が遅れている。そしてその事は、堺市の課税、徴収などの業務の中で、時に人権を軽視した対応が行われる等、誤った方向性を与えている。日本国憲法の理念に基づく、納税者の権利憲章制定を市として国に求める事。堺市においても基本的人権を軸とした納税者の権利擁護の教育を職員や関係先に徹底する事。
5. 税務署が本年より確定申告書等の控えへの収受印押印を廃止したが、収受印の無い申告書控えを理由とし、市民が不利益を受けないよう対応する事。堺市が収受印を継続している事からも、収受印の押印は社会的に妥当性を持つ行政の仕事である。控えへの収受印の押印を復活する様に、堺市として国に要望する事。
6. 定額減税に係る不足額給付の申請は、本年夏ごろに通知とされているが、制度の趣旨を反映し、出来るだけ分かりやすく、簡便な申請とする事。

健康福祉委員会審査分

7. 大阪府の統一国保料は全国最高水準で、被保険者の負担は限界である。だだちに基金・剰余金、法定外繰り入れ等を活用し、協会けんぽ並みに引き下げる事。未就学児の均等割軽減を独自で拡充する事。独自の保険料・一部負担金の減免制度を存続する事。
8. 紙の保険証廃止を中止する様に市として国に求める事。堺市としてマイナ保険証の取得は任意であり、取得しなくても従来通り受診できる旨周知徹底する事。

産業環境委員会審査分

9. 堺産業戦略には中小企業が市内雇用の7割を占めている事が明記されており、その認識は正しい。しかし、一方で同戦略では、DX・脱炭素・イノベーション等、とりわけ、個人事業主がついて行けない目線の高い課題での施策に力点が置かれている事に疑義がある。
中小零細業者に目を向けた理念条例を持つ事は、堺市としての計画策定に新たな視点を与え、資するものであることから、地域循環型経済をめざす地域経済振興条例を制定する事。
10. 観光客の誘引やインバウンドを受け止める為に飲食店の持続や増加は重要である。しかし、コロナ後、客足が戻らない店が多い事に加え、直近では物価高騰、自転車飲酒運転厳罰化、喫煙規制と三重苦となっている事から、家賃補助を出すなど、夜の社交場としての料飲業者の営業を保障し、廃業を防ぐ施策を行う事。
11. 令和6年度の企業倒産件数は11年ぶりに1万件を超えており、小規模事業所の存続が危ぶまれる情勢となっている。電気・ガス代や資材の高騰に対し、負担を軽減する為、市内の全小規模事業者を対象にした直接支援策を実施する事。

受理年月日 令和7年5月8日

子どもの権利条例について

陳 情 者 大阪府守口市
子どもの権利条例の制定を求める会
代表者 西 島 大 輔

子どもの権利条例の制定を求める陳情書

陳情の内容

日々、堺市の市政のために研鑽を積んでおられる職員の方々には敬意を表します。

12/13付け、子ども企画課長の答弁にある、「計画」に盛り込んでいくだけでは、周知や意識醸成は難しいのでは無いかと感じているところです。

普遍的なものとして、やはり条例化をおこなう選択をするのが妥当だと思います。

堺市のNPO団体や市民が日々、子どもたちと寄り添い、活動している事をご承知のとおりです。堺市で子ども条例をつくるために、定期的にシンポジウムの開催や、学習をしながら日夜、努力されています。

「今、問題のある子どもたちを救いたい」「条例をつくるのに何年も待てない」との切実な声が当事者団体から、あがっているのはご存知でしょうか？

先日、テレビで報道された報道特集では、泉南市でおきた当時13歳の少年が自ら命を絶って放置された、松浪翔さんの母が「そのまま、100%子どもの声を受け止めることだと思う」

「その子どもの声を拾い上げて問題解決や、なぜそのような事が起こったのかの分析が必要」

「ある程度の権限を持っていて寄り添ってくれる相談機関が必要」だと発言をしています。

泉南市では今年度中に条例を改正して、公的第三者機関を設置すると明言するに至っています。

形式的で柔軟性が無く、前例踏襲型になっているのではないのでしょうか？

堺市の子どもの人権侵害や課題を見過ごさない、許さないという地方自治体としての態度を条例を制定することで、表明することも必要なことではないのでしょうか？

重ね重ね恐縮ですが、陳情をさせていただきます。

<陳情事項>

1. 「すべての子どもの人権が尊重されるまち」を実現する為に、子どもの権利条例の制定を求めます。
2. 子どもに最も近い自治体の責任において、有効かつ実効性のある、公的な第三者機関、子どもの権利擁護機関の設置を求めます。
3. 子どもの権利条例と有効かつ公的な第三者機関の設置を見据えた委員会の設置を求めます。

受理年月日 令和7年3月3日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナウイルスワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

<陳情事項>

1. 2月議会の陳情において、予防接種健康被害救済制度の市民への周知を要望し、回答として、広報さかい、市ホームページで周知をすると書いてありましたが、広報さかいには全く掲載されていません。

ホームページでは救済制度のことは、以前から掲載されておりましたが、これまでの議会での質疑により、「救済制度」について知らない市民がいてるということは明らかです。

ホームページに掲載するだけでは市民に情報が届いていないということです。

ホームページを見れない方、見ない方にも、救済制度に関する情報が市民に届くよう、広報さかいの誌面にて、大きく掲載していただくよう要望いたします。

2. 救済制度の申請時に医療機関から診療録などの書類を数多く入手する際に発生する費用負担が、救済制度を申請する上でのハードルとなっています。

本市担当課においても、この文書料が申請する上で大きな負担となっていることは認識された上で、国が制度化することが望ましく、本市としては一切助成はしないという見解のようですが、実際に文書料が負担できず申請できない市民はどうしたらいいのでしょうか？申請を諦めろというのでしょうか？

堺市の被害者Aさんは5つの病院をまわり、申請にかかった文書料の費用は54,125円です。かなりの高額となります。

堺市において、ワクチン接種から体調不良となり、未だに未回復の方が8名おられると調査で分かっており、内、7名の方が救済制度申請の意向があるとの事でしたが「未回復」ということは何とか副反応症状が回復するようにと、きっと何件もの病院にかかられているのではないのでしょうか？

医療費もかかり、生活に困窮され、文書料を負担する余裕すらないかもしれません。そのような方はどうしたらいいのでしょうか？国が文書料助成をやらないからこそ、「被害に

あった市民のために」と助成金を出している自治体はいくつもあります。

健康被害にあい救済制度の申請を希望する方のために、文書料の支援を行ってください。

堺市が文書料助成をしないというのであれば、他の自治体ができ、堺市ができない理由を教えてください。

3. 現在報告されている新型コロナワクチンの被害状況は、

〔全国〕新型コロナワクチン副反応疑い報告（2024、8/4報告分）

死亡者数 226人、重篤者数 9,325人

〔全国〕新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度（2025、5/2報告分）

進達受理件数 13,577件、認定件数 9,135件

死亡進達受理件数 1,742件 死亡認定件数 1,006件

〔堺市〕副反応疑い報告件数 170件

〔堺市〕健康被害救済制度申請件数 58件 死亡申請 9件

認定件数 35件 死亡認定件数 4件

ワクチンの安全性を審議する上で対象となるのは副反応疑い報告ですが、堺市での健康被害救済制度申請件数 58件の内、副反応疑い報告が提出されているのは3件のみで、副反応疑い報告が適切に報告されていない実態が明らかとなっております。

この副反応疑い報告が、適切に報告されていないというのは、堺市だけでなく、大阪府下、兵庫県下など多くの市で起こっています。

副反応疑い報告が、適切に報告されていないと、ワクチンの安全性を、しっかりと評価することは、できません。

過去最大の薬害と言ってもおかしくない位、多くの被害が報告されています。

国はどんなに被害件数が増えようとも「懸念はない」とする

疑問を持った方々が自分の住む自治体に、全死亡者の年齢、性別、死亡日、接種日、ワクチンロット番号等を開示請求し、ワクチンの安全性を検証する動きが盛んになってきています。

最近では神奈川県大和市の市議会議員の方が、市に開示請求を行い、年齢、性別、異動日、死亡日、接種日、回数、接種したワクチンのメーカー、商品名、ロット番号が開示されたそうです。

開示されたデータから接種者と非接種者の年代ごとの死亡率やロット番号ごとの死亡率などを割り出し検証することができます。

ぜひ、本市においても、ワクチン接種が始まった2021年から現在までの堺市のワクチン接種をした市民全員の性別、年齢、接種日、ロット番号、死亡日等のデータを出してください。

堺市と同じ位の人口の浜松市でも全市民のデータを開示しています。ワクチン接種が始まってから丸4年が経ちました。

これらのデータは、今後のワクチン接種を考える上で、大切な情報となります。

私たちの命、健康、生活にかかわる大切な情報です。

どうぞ、堺市においても、データの開示をお願いします。

受理年月日 令和7年5月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市堺区

堺市のバス・公共交通問題を考える会

事務局長 松 永 健 治

バス・公共交通について

陳情の内容

堺市及び市議会におかれては、この間、おでかけ応援バスの拡充に見られるように、高齢者及び住民の足の確保にご尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

また、泉北高速鉄道が南海電鉄と合併することで、南海泉北線となり、南海電鉄がこの4月1日から運賃&通勤定期代・通学定期代を大幅に値下げされたことは、沿線住民にとって大変嬉しいことです。これを機に、堺市も一層積極的に沿線のまちづくりに取り組んで頂きたいと思います。

さて、誰もが自由・快適で、安全・安価に“移動”できるかどうかは、市民の生活にとって不可欠であるだけでなく、地域社会・まちづくりの土台です。とりわけ、路線バスは市民にとって日常の足であり、住民生活・まちづくりの骨組みでもあります。しかし、堺市内でも路線バスの減便が起こっているなど府下・全国でも厳しい状況が生じています。そこで、以下の通り要望します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 障害者・子どもにも高齢者と同様の制度（おでかけ応援制度）をつくって下さい。

建設委員会審査分

2. 全ての市民が気軽にバスに乗れるように、全市民を対象にした「200円バス」の制度をつくって下さい。
3. 各地域で起こっている一方的な路線バスの減便は先ず中止し、沿線住民への説明・合意を得てすすめるよう堺市として役割を果たして下さい。
4. 各地域からのバス公共交通に関する要望には責任を持って応えて下さい。バス停の安全性や

快適性（屋根やベンチの設置等）確保を行って下さい。

受理年月日 令和7年5月8日

景観形成等について

陳 情 者 堺市堺区
志 賀 和 子

景観重要建造物並びに歴史的風致形成建造物等をめぐる問題

陳情の内容

平成16年（2004年）に景観法が施行されて後、堺市では平成23年（2011年）に堺市景観計画を策定し、百舌鳥古墳群周辺地域と環濠都市地域の2地域を「重点的に景観形成を図る地域」に位置づけました。

その後、計画策定から10年以上が経過した昨年（令和6年・2024年）の8月に、上記の景観計画を改定しました。改定に先立ち、堺市は令和6年3月26日～4月25日まで、パブリックコメント制度に基づき市民の意見を募集しました。そして、合計8人から15件の意見が提出されたと報告されました。

本陳情書では、まず、この時に私が提出した意見（同年4月25日提出）のうち、本陳情書に関連する部分を以下に引用します。

【「堺市景観計画（改訂版）に対する意見」から引用開始】

今回の景観計画の改定については、その策定過程が景観審議会に報告されており、その主な改正点の一つに、「堺環濠都市地域の基準強化」が挙げられていた。しかし、その結果は失望以外の何者でもない。

「第4章 景観形成の推進方策」の「4-2 重点的に景観形成を図る地域」の「（2）堺環濠都市地域」の最後のページ（P81）には、景観形成の4方針の一つとして、「3.堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。」とあるが、全くその気のないことは、以下のことから明らかである。

今年3月3日に開館した堺市立歴史館の鉄炮鍛冶屋敷の周辺の景観を一見しただけで、その方針がいかにか字面だけのものであるかが、誰でも理解できる。きれいに修復された歴史館の前面道路は掘り返されて部分的に埋めただけのデコボコで、もちろん、美装化などされている訳がない。その上、歴史館正面に接して薄汚れた電柱が突っ立っていて、目障りな事この上ない。最初の景観計画

が策定されて10年になるというのに、この有様である。

その間、市議会の議論や市民からの陳情でも指摘されていたにもかかわらず、このような状態を、現在、市民や観光客の前に曝しているのである。今更、臆面もなく「堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。」などと書ける神経は大したもののである。

電線・電柱に関しては、今年2月6日に開催された堺市都市計画審議会で、景観計画の改定案が報告された時に、委員の一人から、「景観の計画なんですけれども、電線の地中化っていうのがほとんど扱われてないのがすごく気になっているんですが、（中略）通常景観にとって電線っていうのは、すごく邪悪なものとして扱われるのが普通なので、何かもうちょっと明示的に取り扱ったほうがいいんじゃないかと思います。環濠集落なんかは、建物はよさげなんですけれども、電線で台なしな感じがしてます、個人的には。」という発言があり、続いて、市議会議員の副会長からも「私はもう30年言い続けているんですけども、先生と全く一緒の意見なんですけれども、景観という部分では、電柱も景観に影響する1つの要素だと思うんですね。看板と同じだと思うんですよ。ですから、看板を様々に景観上、いろいろたうんであれば、やはりその景観に影響を及ぼす電柱に対しても、何らかの、やっぱり記述っていうのが必要じゃないかなと。個別の事業をここに書く必要は、当然ないと思うんですけども、入れる必要はあるんじゃないかと、私も思います。」との発言があった。

しかし、電線も電柱も景観計画では触れられていない。これが、堺市の現状である。

以上のことから、堺市の景観行政が、いかに怠慢で、驚くほど後進的であるのかがよくわかるが、市民としてはとても情けなく、悲しい。

次に、同じく「(2) 堺環濠都市地域」では「歴史文化景観」という言葉を使っているが、「文化的景観」については全く触れていない。

本計画の「第1章 はじめに」の「1-1 景観計画改定の背景」について、昨年12月21日開催された景観審議会副会長から、歴史的風致維持向上計画等との関連も含めて書いた方が良く示唆されたにも関わらず、歴史的風致維持向上計画について、今回の景観計画においても一言も触れていない。

「堺市歴史的風致維持向上計画」では、1期、2期計画ともに「文化的景観」についての言及がある。つまり、「文化的景観に関しては、文化庁が設置した『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会』が平成19年（2007）に実施した調査において、1次調査で確認された全国2,032件の中から、文化的景観の価値が高いと判断された195件に含まれる『堺環濠都市』『阪堺電車』を対象に、文化的景観の観点からの価値の把握等に努める。特に堺環濠都市は、『中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観』の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。」というもので、「堺環濠都市」は、国のレベルでも、その重要性が認められているものである。

「堺市歴史的風致維持向上計画」については1期計画の中で都市景観室の所管するまちなみ再生事業が実施され、現に現在の2期計画でも今年度1年だけであるが実施中である。

「文化的景観」ばかりでなく、「堺市歴史的風致維持向上計画」自体について、景観計画で全く触れないというのは、異常である。

しかも、「堺市歴史的風致維持向上計画」1期期間中に京都工芸繊維大学の文化的景観によるまちづくりの試みが開始され、一昨年度、昨年度には、第1期歴史的風致維持向上計画の元、活動していた住民組織である堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が全面的に協力して同大学による自主的な調査が行われ、一昨年度には報告会、昨年度にはシンポジウムも、協議会主催で開催された。堺市都市景観室も協議会の協働者として会場設営などに関与し、状況を熟知しているにもかかわらず、「文化的景観」について、全く触れていないのは、景観行政を所管する部署として大いに問題である。

今回の景観計画では、いかにも歴史的なまちなみや歴史文化景観に配慮するかのように装っているが、環濠都市北部地区のまちなみ再生事業の重点路線で突如11階建てマンション建築計画が公表されたことを契機として住民の間から出てきた景観規制を求める活動に対する堺市の協働の取組も、コロナ禍を口実に途中から放置されたままである。そして、堺市が取組を放置している間に、また、同じ路線に10階建てのマンション計画が明らかになった。「堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。」という景観形成の方針は、ここでも既に空文化している。やる気もないのに、空虚な言葉を並べるのはやめた方が良くと思う。もちろん、堺市が景観計画に書く以上は、市民としてはあくまで実行を求めるのみである。

同じく第4章の4-1のP66「(2) 景観資源の保全・活用」のところに、「景観重要建造物」の指定について触れているが、これも、堺市の景観行政の怠慢と後進性を象徴するものである。堺市には「景観重要建造物」つまり「景観形成上価値があると認める建造物」が1件もない。「類いまれなる歴史文化資源」に溢れているはずの堺市に「景観重要建造物」が1件もないというのである。

第1章「1-1景観計画改定の背景」では、「百舌鳥古墳群周辺地域と堺環濠都市地域においては、二大誘客拠点として積極的に事業を進めており」とあるが、この重点地区にも「景観重要建造物」は存在しない。堺市の景観行政をになう部署である都市景観室の判断では、堺市に「景観重要建造物」に指定しなければならないような魅力的な建造物も景観も存在しないということになる。そうであれば、このようなところに、観光客に来てもらおうと、本気で考えているとは思えない。

【「堺市景観計画（改訂版）に対する意見」から引用終了】

堺市景観計画（改訂版）に対するパブリックコメントの結果、集計された15件の意見については、堺市が「市の考え方」を提示し表にまとめています。上記の引用部分については、表にある意見要旨の番号として、4番、6番、7番、8番、11番、12番の6件が該当し、それぞれ、堺市の考え方（回答）を示しています。最初の4番の意見要旨は、前述した意見の引用箇所最後の部分であ

り、本陳情書のタイトルにも挙げている景観重要建造物が堺市には1件もないと指摘した部分です。

大阪府で唯一の世界遺産を構成する遺跡があり、大阪府で唯一歴史的風致維持向上計画を認定されている政令指定都市に、「景観重要建造物」つまり「景観形成上価値があると認める建造物」が1件もない、のです。本当に驚きです。さすがに京都市では、令和6年4月17日時点で131件の「景観重要建造物」があります。しかし、ネットで検索をかけると、小規模な都市でも、2、3件は存在している例を容易に見つけられます。

この問題については、このパブリックコメントの結果が報告された、昨年（令和6年）7月4日に開催された令和6年度第1回堺市景観審議会で市議会議員の委員の方が言及されました。それは、「景観重要建造物が今1つもないと、意見ありましたが、この景観重要建造物、『地域の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの』ということで、地域のシンボリックなものだと思うんです。例えばそれを指定することで何かインセンティブを設けるとかであると、そういった方向に景観、建物の建築の際に誘導していけるのではないかなということを感じた次第です。」という、至極まっとうなご意見でした。

それに対する、景観室長の回答は、「景観重要建造物についてでございますけれども、制度の中でインセンティブというところもございますし、まず最新というか、最近のほかの自治体さんの取組とか指定制度とか、実際どのような運用されているかを、せっかく景観計画を改定しておりますので、検討していきたいと考えております。」というもので、それを聞いた私は、その時点で景観計画を10年以上やってきて、景観重要建造物が1件もない自治体が、これから「検討していきたい」と言うのでは、あまりにもお粗末としか言えないと思いました。

前記の委員さんは、先に、景観計画が市民にとって分りにくいのではないかという感想も述べられていますが、景観重要建造物を指定している他の自治体では景観重要建造物についてもHPなどで市民に対して説明した上、その提案制度の説明もしているところが多いです。国の景観法では、「景観重要建造物の指定の提案」の項目があり、第二十条に「景観計画区内の建造物の所有者は（中略）景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。」と書かれています。つまり、所有者が自らその価値を認めた時には、自治体の長にその指定を提案できるという制度で、これは良好な景観の形成に市民等が参加できるとてもいい制度だと思います。景観重要建造物を指定している自治体では、HPで、景観重要建造物について説明しているだけでなく、提案する時の様式の文書がすぐ取り出せるようになっています。

ところが、堺市ではHPで景観重要建造物の説明を全くしていないだけでなく、堺市の景観条例に景観重要建造物指定提案の条文はなく、条例施行規則の第18条で指定提案書の様式について言及しているだけで、市民が容易に取り出せるようにはなっていません。つまり、国の法律で認められている、この提案制度は堺市では存在しないに等しいのです。前述の景観審議会の時に、景観重要建造物について意見を言われた委員に対する回答においても、この制度について全く言及がな

かったことは大変遺憾であります。

もう一つ、本陳情書のタイトルに記載した、歴史的風致形成建造物ですが、この指定についてもやはり、景観重要建造物と同じく、所有者による提案制度があり、ほぼ同じ趣旨で設けられたようですが、これも全く市民には知られていません。堺市のHPでは、歴史的風致形成建造物は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）において、歴史的風致維持向上計画の重点区域における歴史的風致を形成しており、（中略）歴史的価値の高い建造物」を指定したものであると説明されています。

歴史的風致維持向上計画は現在2期目であり、令和5年4月1日に山口家住宅、井上関右衛門家住宅（主屋・座敷棟・道具蔵・俵倉・附属棟・塀）、清学院（不動堂・庫裏・門）を歴史的風致形成建造物に指定されました。堺市HPでは、注記として、「※井上関右衛門家住宅については第1期に引き続き再指定。」とあるように、この指定は、計画が実施されている期間内に限って指定されるものです。ですから、現在実施中の2期計画が終われば、この指定は解除されることとなります。しかし、上記の歴史的風致形成建造物は、堺市の景観計画区内において、景観重要建造物の資格も十分にあると考えられます。早急に指定期限のない景観重要建造物にも指定すべきと考えます。

歴史的風致維持向上計画については、冒頭の引用文でも触れていますが、堺市は、景観計画と歴史的風致維持向上計画は関連計画といいながら、景観計画の中で歴史的風致維持向上計画について触れていないと言うことは、根本的におかしいと言わざるをえません。しかし、景観計画の堺環濠都市地域において、景観形成の方針として、「堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。」と定めている以上、両計画の正しい連携を期待したいと思えます。

最後に、以下に、本陳情書で要望することを、下記の1～6にまとめます。

早急に、対処されることを求めます。

<陳情事項>

産業環境委員会審査分

1. 景観計画の関連計画であり、堺市も「引き続き連携しながら良好な景観形成に向けた取組を進めます（パブリックコメント12番の回答）」としている歴史的風致維持向上計画における、歴史的風致形成建造物についても、景観重要建造物と同様な指定の提案制度があることを、市民等に広く周知し、歴史まちづくりに対する関心を高めるべきです。
2. また、現在の歴史的風致形成建造物の指定のプレートは小さく文字も小さいため、ほとんどの人は気づけないし、気づいても字が小さいので大変読みづらい。周知するために掲示しているのであれば、早急に改善されるべきです。

ところで、このプレートが小さく目立たないのも、それを目立たせると周辺の道路のデコボ

コや無神経な電柱との対比で、堺市景観行政の怠慢が露呈するので、それを避けて、関連計画どうし「連携」を活かして、プレートを目立たなくしているのかもしれないと勘繰ってしまいそうになりましたが、市民にこのようなことを思わせる状態は改善されるべきだと思います。

3. 歴史的風致形成建造物の表示だけでなく、そもそも、町家歴史館では、構成するそれぞれの町家の説明が外部にないのは、大いに問題であると思います。それぞれの町家の説明を外部に表示すべきです。

表を通っただけの人は、その建物がどのような意味を持った建物なのか理解できません。極楽橋もそうですが、堺市では、歴史的に重要なものを故意に外部に知らせたくないと思っているのではないかと疑いたくなる事例があります。そうでなければ、大阪の適塾のように、外部にも大きく立派な案内板を作って、そこを通行した人が容易にその重要な建造物の来歴や意味を知ることができるようにするべきです。まずは周知することが歴史遺産活用の基本だと考えますが、歴史遺産活用部としては怠慢ではないでしょうか。

しかも、鉄炮鍛冶屋敷では、重要な掲示は目立たないのに、開館中、開放された駐車場の奥にある、「ガチャ」の自動販売機が、表の道路から丸見えなのは、つくづく趣旨であり、周辺の景観とともに改善されるべきであると考えます。

建設委員会審査分

4. 前述したように、堺市に景観重要建造物に値する建造物が1件もないということは、あり得ないことです。開発によって消滅したものもかなりあるでしょうが、まだまだ、数多く存在しています。早急に、指定候補を調査し、指定すべきです。
5. 広く市民等が良好な景観形成に参加できるしくみとして、所有者等による景観重要建造物指定の提案制度が国の法律で認められていることを、市民等に広く周知し、市民協働で良好な景観形成を図る努力をすべきです。
6. 前述したような、現在歴史的風致形成建造物に指定されている建造物は、景観重要建造物の要件も満たしていると考えられるので、期間限定の歴史的風致形成建造物だけでなく、早急に景観重要建造物にも指定すべきです。

まさか、これらの建造物を景観重要建造物に指定したら、その周辺の道路が美装化されていないことや、無電柱化されていないことと整合性がとれないので、とりあえず期間限定の歴史的風致形成建造物に指定しておいて、お茶を濁しているということではないとは思いますが、あらぬ疑いをかけられないように、速やかに景観重要建造物に指定していただきたいと思えます。

受理年月日 令和7年5月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会

代表 青 野 敬 次

陳情の内容

堺市におかれましては、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。私たちが、2018年6月議会に提出しました要求項目に対して事業者の南海バスは、「新規路線の開設は事業としての採算性、今後の発展性など、多角的な研究・分析が必要となり、慎重に判断が必要であり即時の開設は致しかねますが、お寄せいただいた要望は今後の事業計画作成時の参考とさせていただきます」との回答。堺市は「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組めます」との回答でした。

この7年間、私たちは市民に堺市、南海バスの回答を伝え要求運動を続けてきました。市民からは「この路線はいつ実現するんや?」「鳳方面の病院に行くのに乗り換えが多く、不便や」「西区の人を泉ヶ丘に呼び込める」「地域の活性化につながる」また、JR利用者からも「早く実現して欲しい」など実現が待たれています。

一方、近畿大学病院が今年11月に移転することにより鳳方面からの乗客も増えると思います。人の移動が大きく変わると思います。

また、特に南区では高齢化も進み運転免許証の返納者が増えています。地域で健康に生きていくためには外出し、人との交流を深めていくことが大切です。日々の移動はバスしかありません。7年間に市民から寄せられた署名は4000筆を越えています。住みよい堺市をつくる会が行った市民アンケートで、堺市に力を入れてほしいこととして福祉の充実、教育の充実に次いで、公共交通の充実(電車・バス)を求める声が多く寄せられています。また、全国的にも公共交通が大きな問題となっています。

市民の移動が保障される移動権、生活権は「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利」です。堺市は住民の暮らしを守る視点から考え私たちの要望の後押しをして下さい。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行ってきました。建設委員会では「バス路線新

設の要望は強いものがあり鳳駅前バスターミナル整備も終わり現路線の利便性が変わってくる。事業者の考えもありますが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ベースでなく行政の関与が重要だ。堺市は企業努力を引き出し、行政も支援し市民が暮らしやすくしていくこと」との意見が出されました。

堺市は私たちの要望をぜひとも実現するために南海バスに働きかけてください。

全国に誇れる堺市の「おでかけ応援バス制度は市民の宝」です。利用対象者を拡充して下さい。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和7年5月1日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

桃山台の暮らしを考える会

北 野 真佐子

花 山 喜 子

森 村 順 子 他 1,016 筆

路線バス減便の回復を求めるについて

下記の事項の回復を求める 1,019 人の署名を添えて陳情します。

陳情の内容

南海バスは、2024年10月7日から堺市6路線を減便にしました。

梅・美木多駅～津久野駅（桃山台経由）のバスの運行も対象になっています。南海バスは、「乗降客数が少ない、乗務員不足、採算が合わない」等の理由で、減便にしました。

市民の足の中核を担う路線バスがダイヤ改正後、午前10時台～午後3時台になり、特に朝夕の通勤・通学をしている人や病院通いの人等、交通の手段がありません。非常に困っています。

また、住民の高齢化が進み、猛暑の時、バス停に屋根がないため倒れた方もおられます。バス停に屋根とベンチをお願いします。

堺市は政令都市として住民のニーズに沿った公共交通施策を打ち立てていただきたく陳情書を提出させていただきます、よろしくをお願いします。

<陳情事項>

1. 梅・美木多駅～津久野駅の減便を元に戻してください。
2. 堺市は住民の足を守るための財政支援をしてください。
3. バス停に屋根とベンチをお願いします。
4. ぜひとも南海バスに働きかけて頂きたくよろしくお願い致します。

受理年月日 令和7年5月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市西区

堀上緑町・平岡町路線バスの回復を願う会

代表 深 谷 正 幸

堀上緑町・平岡町地域の路線バス減便の回復を求める

陳情の内容

堀上緑町・平岡町地域において、かつてあった地域密着のスーパーも現在は無く、自転車に乗ることが困難な住民は公共交通に頼るしかありません。しかし、その公共交通であるバスの減便が困難に拍車をかけています。住民には減便の理由が知らされず、日中は1時間に1本になっています。

その為、せっかくの「おでかけ応援制度」も使いづらくなり、また、時間によっては利用者が集中するために、高齢者の方が座れる席がない状況も多くなっています。高齢者が座れる席が確保できない状況が多発し、バスの発進や停車などで危険性も感じる瞬間があります。また、堺市の都心部である堺東に子ども達が習い事に行くにも、減便の影響で行き来しにくい状況も発生しています。

このようなバスの減便問題は全国的に起こっており、バスの運転士不足が大きな要因だと推察されます。本来、国が責任をもって安全、安心、便利な公共交通を保障し維持するべきです。しかし、そういった状況においても各自治体では創意工夫を凝らしてバス減便問題の根本に焦点をあてた取り組みが開始されています。

堺市においても市の公共交通に相応しいものにするため、地域の懸案事項である南海バスの増便を強く要望します。

<陳情事項>

1. バスの減便を回復すること。
2. 便数は少なくとも1時間2本にすること。
3. 堺市が公共交通（運転士不足解消）に対して必要な財政支援をすること。

受理年月日 令和7年5月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市堺区

堺市のバス・公共交通問題を考える会

事務局長 松 永 健 治

公共交通・SMIプロジェクトについて

陳情の内容

日頃から公共交通の重要性に鑑み、ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たち市民にとって、自由・快適で、安全・安価に移動できるまちにとの願いは、共通のものであります。公共交通は、私たち市民にとって不可欠であるだけでなく、地域社会・まちづくりの土台です。ぜひ、公共交通に関する市民の願いに具体的に答えて頂き、移動しやすいまち・堺にして頂きたいと思っております。

そこで、先の市議会でも問題点が確認され、国の補助金も不採択になったSMIプロジェクトに関して、改めて以下の通り要望します。

<陳情事項>

1. 市民からの要望もない「SMIプロジェクト（都心ライン）」については、直ちに中止し、市民によく利用されているシャトルバスを、事業者と市民参加で一層利便性向上に努めて下さい。
2. 「美原ライン」については、実験的運行を踏まえ早急に実施して下さい。また、美原区役所止まりの運行計画は、区役所以遠（さつき野 平尾 青南台）地域に延伸して下さい。

受理年月日 令和7年5月8日

金岡公園プールについて

陳 情 者 堺市北区

住みよい堺市をつくる会北区地域連絡会

代表 小 西 恵美子

金岡公園プールの早期再整備を求める陳情書

陳情の内容

金岡公園プールは設備の老朽化により再整備が必要となり、昨年夏をもってプール施設は閉鎖されてしまいました。

このため、金岡プールを利用していた方々は大浜公園プールや長居プールまた松原市民プールなど、プールを求めて遠方まで出かけざるを得ない状況になってしまいました。

今年の夏も金岡公園プールが利用できない状況のもと、地域住民だけでなく広く市民の方々から一日も早い再開を要望する声が出されています。

公園緑地部では、金岡公園プールの再整備が行われるまでの期間、現プール用地において夏季の親水施設（水遊び場）の提供を中心に、年間を通じて地域住民の健康増進とレクリエーションの場として活用できる施設が開設されると聞いています。新プールが開設されるまでの代替事業として、市民に歓迎される内容で実施されることを願っています。

一方、金岡公園プールの再整備事業計画は、いつ発表され、いつから工事が着手され、いつごろどのようなプールが新規に開放されるのかが市民の重要な関心事になっています。

私たちは市民の要望を実現するために、以下の事項を陳情いたします。速やかな実現をよろしくお願いいたします。

市民の要望をよく聞いた上で、市民の声が十分反映したプール施設を、一日も早く再整備していただくよう要望いたします。

<陳情事項>

1. プール再整備は金岡公園全体の整備計画と一体的に実施されるとのことですが、計画は市民・住民の意見や要望を十分聞いた上で立案してください。

2. 金岡公園整備計画の中では、プール再整備事業を優先して進めていくようご配慮ください。
3. プール再整備にあたっては、これまで通り幼児から小中学生が利用でき、家族連れで楽しめる遊泳施設とともに、50mプールや飛び込み用プールなど競技用施設を整備してください。
4. プールをはじめ金岡公園内の施設は営利目的とはせず、市民が安価で安全で気軽に利用できるような運営をしてください。
5. プールをはじめ金岡公園内の施設はバリアフリーは当然のことながら、身体に障がいを持つ人たちも安全に利用できるよう配慮した施設として整備をしてください。

受理年月日 令和7年5月7日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美 (百舌鳥支援学校 PTA 会長)

宮園分校設置と今後の堺市立支援学校について

陳情の内容

日頃より支援学校・支援教育にご尽力いただき、ありがとうございます。

令和7年度が始まり、宮園分校開校まで1年を切りました。これまで保護者を対象に見学会や説明会を数回開催していただいておりますが、保護者が求める分校の具体的な情報がいまだ示されておらず、なにを基に転籍や進学を決めていけばいいのでしょうか。そんななか令和8年に就学予定の子どもに対しての就学相談の申し込みが始まりました。

4月から実務者同士で宮園分校開校に向けた準備をする開校準備担当者会議が始まったと聞きました。しかしながら、今になって学校教育目標や教育課程、時間割を検討してはあまりにも準備が遅く、市教委の計画性のなさが障がいのある子どもやその保護者にかなりの負担をかけています。

また、百舌鳥支援学校は今年度も児童生徒数が過去最多で、学校生活にこれまで以上に支障をきたしています。何度もお伝えしていますが、全国的に見ても支援学校を希望する子どもは年々増え続けていて、文科省のホームページを見ても直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増しています。堺市も宮園分校の開校を待っては間に合いません。今すぐ百舌鳥支援学校の移転先、新設の単独の支援学校開設の検討に入ってください。

3月の文教委員会で富岡教育監からは宮園分校の開設にあたり「今後も関係者の皆様の不安感を可能な限り払拭できるよう引き続き丁寧な対応に努めてまいります。また支援学校児童生徒・保護者の皆様と地域住民の皆様が良好な関係を築くことができるよう教育委員会として尽力してまいります。子どもたちが安心して安全な学校生活を送ることができるよう令和8年4月の開校に向けてしっかりと準備を進めてまいります」とお答えいただきました。先が見えず不安が募る毎日ですが、教

育監の言葉を信じ最善の対応を待ちたいと思います。

障がいのある子どもにとってより良い成長が促されるよう、宮園分校は滞りなく適切な開校準備を進めていただき、百舌鳥支援学校においては特に「圧縮による教育環境の悪化」や「施設設備の老朽化による基礎的教育環境の劣悪化」をはぐらかすことなく直視した回答を期待して、以下の16点を要望します。

<陳情事項>

1. これまでも在校生の希望選択制について、年度ごとの転籍をお願いしてきましたが、市教委からの回答は「年度ごとに支援学校間の転籍を可能とするなどの柔軟な対応は、それぞれの支援学校における児童生徒の計画的な受入れや、施設整備、教職員配置などの面で課題がある」との回答でした。そもそもこの課題は堺市・市教委が解決すべきことであり、支援学校に通う子どもにその負担を強いることはあってはならず、柔軟な対応ができない理由にはなりません。せめて、子どもの成長の節目に当たる高学年になる年と中学部に入る年は宮園分校への転籍を選べるようにしてください。
2. 昨年の秋、宮園分校校区の在校生保護者は宮園小学校の見学、冬には児童発達支援センターに通う園児の保護者を対象に宮園分校について説明会が行われましたが、宮園分校がどんな学校になるのかが部分的にしかわかりませんでした。宮園分校開校まで1年を切り、進路を決める時期になってきていますので、対象校区の子どもや保護者に詳しくわかりやすい施設設備のイメージ図や教育内容などを早急に示してください。
3. 百舌鳥・上神谷両支援学校ならびに宮園小学校の先生方との準備委員会の会議の記録や宮園分校の工事の進捗を堺市のホームページでお示してください。保護者は宮園分校がどんな学校になるのかの見通しが持ておらず、安心して子どもたちを学校に通わすこともできません。令和6年度に開校した大阪府立出来島支援学校は工事の進捗が大阪府のホームページに示されていました。保護者は宮園分校がどんな学校になるのか、どのような教育内容になるのかを本当に注目していますし、また宮園地区の住民の方も興味を持たれていると思います。これまで情報を全く示してこなかった市教委には情報を公開する責任があります。宮園分校の現在の状況を逐次、堺市のホームページにお示してください。
4. 宮園分校周辺道路の安全確保を行なってください。以前、宮園分校側の門の道路には歩道が整備されておらず、また見通しの悪いカーブもあり危険とお伝えし、市教委からの回答は「支援学校分校の道路につきましては徒歩による通学に支障がないかを検討の上、関係機関と連携し通学の安全確保に向けて取り組みます」とのことでしたが、検討の結果はどうなりましたか。またこの門には、スクールバスや放課後デイサービス等の福祉事業所、また学校に出入りする業者等数々の車が入り出します。子どもたちが安全に過ごせるような対策をお願いします。

す。

5. 宮園分校の職員体制をお示してください。児童生徒数の見通しが持てない以上、具体的な職員数は出せないとは思いますが、校長級職員・特別支援教育コーディネーター・安全管理員等、学校運営上欠かせない職員が配置されるのかをお示してください。
6. 放課後等デイサービス事業所との折衝の進捗状況をお示してください。どのように市役所内の所管部署やデイサービス連絡会を連携を図っているのかも併せてお示してください。
7. 今年度、支援教育課に参事（分校準備担当）が置かれましたが、この参事はどのような役職で、分校準備とは具体的にはどのような業務を行うのかをご説明ください。また宮園分校設置に伴い、市教委のどの部局がかかわるのか、市教委以外の市役所のどの部局が関わっていくのか、その関係部局がどのように連携をとって宮園分校設置に向けて取り組んでいくのかをお示してください。
8. 宮園分校はすべてのトイレの洋式化ができてない、教育内容が未だ明らかにされていない等の状況の中、課題を残したままR8年度開校のスタートとなることが想定されます。開校後も積み残した様々な課題に対して引き続き検討し、課題の解消・改善に取り組んでいくことが必要です。そのために初年度の児童生徒数に基づいた人員配置や予算では対応が困難です。初年度の人事や予算は今後の宮園分校の発展に大きな影響を与えますので、引き続きの学校づくりのための余力のある人員配置・予算配当をお願いします。
9. 今年度も児童生徒数の増加からスクールバスが1台追加されましたが、バスの過密化はさらに進み、過酷な通学で子どもたちは不穏になったり、学校生活にも影響が出ています。使用しているバスの適正人数を添乗員さんに聞いたところ、14～15人とのことですが、今年度のバス全体の平均乗車人数は18.0人で、21人乗車しているバスもあります。バスの座席に余裕がないので、通学のかばんやリュックなどの荷物置き場に困っていたり、なにより、障がいの特性から1人席の使用をしなくてはいけなかったり、体調不良からの嘔吐、てんかんなどの発作では横たわるスペースも必要ですが、その対応も難しいです。また、乗車人数が多い余裕のないバス運行で、年度変わりに乗車するバスの変更をお願いされることも増え、環境の変化が苦手な子どもたちに負担をかけています。適正乗車人数の14～15人で運行できるよう対応をお願いします。
10. 百舌鳥支援学校の施設設備は限界がきていますので、早急に改善をお願いします。また、百舌鳥支援学校の移転に向け、市有地（廃校跡地）財産や廃校となる大阪府立高校の土地の購入等も含めて、検討を行ってください。

<百舌鳥支援学校が限界と感ずる理由>

- ・今年度も百舌鳥支援学校の児童生徒数の増加に伴いスクールバスの増便が行われたが、狭い校内に13台のスクールバスを駐車するため、バス降車後の移動が極めて危険な状態となってい

る。また子どもたちがぶつかったり、バスのドアミラーに子どもの顔面がぶつかるなどの事故も発生している。

- ・狭い敷地で遊ぶ中で友だち同士で衝突したりするなどの怪我也絶えない。先生方のマンパワーだけでは、子どもの安全・安心を守れない事態に本当になってきている。
- ・校舎の老朽化も進み、市教委から提示された予算だけでは修繕が不可能で、学校の予算を切り詰めて修繕工事を行なっている。
- ・一番古い校舎は50年を超えているが、前回の議会では「空き教室がないため内装の全面リニューアルはできない」との回答があった。校舎の建て直しや内装の全面リニューアルもできないとなると、たちまち学校生活が立ち行かなくなる。

11. 百舌鳥支援学校・上神谷支援学校の狭隘化は宮園分校が開校しても解消することはありません。令和7年度の百舌鳥支援学校の児童生徒数は235人であり、上神谷支援学校が開校する1年前の平成20年度でも児童生徒数は200人未満でした。16年前に上神谷支援学校を開校した時以上の狭隘化であるのに、宮園分校開校後の新設支援学校の開設を検討していないというのはなぜでしょうか。少子化であっても、支援を必要とする子どもたちは増加の一途をたどっています。これまで市教委は少子化に伴って、支援学校を希望する児童生徒数は減少すると答弁されていますが本当にそうなのでしょうか。令和8年度以降を見越して、堺市立支援学校のあり方を含む特別支援教育施策の今後の見通しをお聞かせください。

12. 今年度は百舌鳥・上神谷両支援学校ともに、小学部1年生の学級に6人クラスができました。小学部1年生はこれまで学校側の努力で5人学級を継続していただいていたいました。初めて学校に入学する子どもたちへの指導・支援を手厚くするためです。しかし、今年度は児童生徒数の増加に伴いその校内の運用を守ることができなくなりました。市教委は6人の学級定数を守っているから「圧縮ではない」という認識だと思いますが、保護者から見ても小学部1年生の子どもへの指導・支援を重点的に行なってきたからこそ、2年生以降の学校生活がスムーズに送れてきたと思っています。それができなくなることは、子どもたちにとっても保護者にとっても不幸と言わざるを得ません。この事実をどうお考えか、市教委の見解をお聞かせください。そして、今後このようなことにならないようにどのような対策が市教委で行えるのかをお示ください。

13. この数年、支援学校は軽度障がい児童生徒の増加が顕著で、その結果、本来、支援学校を必要とする児童生徒の学習環境が保てなくなりつつあるように思います。特に重度の障がいのある子どもたちに対する専門的な教育が受けにくい状況が発生しているのではないのでしょうか。本来であれば地域の小中学校で生活できる軽度の子どもたちが支援学校を希望するのは、支援学校の専門性が高まっている一方で、やはり小中学校の支援教育の質に課題があるのではないかと思います。前回の陳情でこの点を指摘をし、市教委からは「地域の小中学校の支援教育の専

門性や指導力の向上に向けて取り組んでいます」と回答をいただきましたが、それでもこれだけ支援学校に軽度の児童生徒が増えてきているのはなぜでしょうか。これは、市教委の就学指導・進学指導のあり方に課題があるとも思え、市教委の就学指導・進学指導はどのように行われ、就学支援委員会ではどのように審議が行われているかをお示してください。その上で、小中学校の支援教育の専門性向上に向けた取り組みを具体的にお示してください。

14. いつも安全で美味しい給食を提供していただき、ありがとうございます。子どもの身体の理由から現在の給食の形態では食べられない児童がおり、その児童は給食にとろみを加えていただくことによって、他の児童と同様に堺市のおいしい給食を食べることができますが、堺市の学校給食ではそのような再調整が認められないという理由から対応していただけない現状です。障がいのある子にとっては食べる力の発達に合った形態の食事を食べることで、食べる力の発達が促され習得していきます。全国的には発達段階に合わせて、形態食の提供が行われていると聞きます。市教委はこの給食対応についてどうお考えでしょうか。
15. 毎年、支援学校の先生方は異動が多く引継ぎが十分になされているのか、専門性が維持されるのか不安に感じています。さらに今年度より、異動年限が初任者は3年、2校目以降は6年に変わったと聞きました。堺市の支援学校の素晴らしさは支援教育の質の高さであり、初任の先生を時間をかけて育てることでその質を保っていると思います。支援学校の先生の短期間での異動かつ、小中学校への異動も多いことは堺市の支援学校の教育力の低下につながると思いますので、これまでの基準で対応してください。また、人事異動基準の適用においては、支援教育の特殊性を鑑み、画一的運用ではなく、実態に応じた弾力的運用による人事を行うよう要請します。
16. 昨年度末、スクールバス事業者より「次年度より校外学習でのスクールバスの活用はできない」と一方的な申し入れが両支援学校にあったと聞きました。幸い、今年度は堺市内のみ校外学習での利用が認められましたが、次年度以降は認められないと事業者より通告があったとのこと。子どもたちが乗り慣れたスクールバスであるからこそ、また安価であるからこそ、支援学校の子どもたちにとって大切な社会体験学習を複数回にわたってすることができてきました。それができなくなるのは、支援学校教育の根幹を揺るがす大きな事態です。大阪府立支援学校ではスクールバスを校外学習で使用できる旨が仕様書に書かれていると聞いています。堺市とスクールバス事業者が交わす契約書・仕様書にも「スクールバスを校外学習で利用できる」旨を記載してください。

受理年月日 令和7年5月8日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会 長 田 中 剣 太

事務局長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

全国的に学童保育のニーズは年々増加しており、現在は堺市においても1万人を超える児童が学童保育を利用しています。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行なわれず、長年にわたり課題を抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしく願いいたします。

<陳情事項>

1. 事業者選定について

現在3～5年ごとに行われている運営事業者の公募型事業者選定について、今年度の選定対象はのびのびルーム48校、堺っ子くらぶ6校であり、非常に大規模な事業者選定になることが予想されます。

以前の回答にあるとおり、「事業者選定においては競争性、公平性を確保する観点から、運営事業者に変更が生じる可能性があることは前提」であることに対してはある程度の理解ができますが、昨年度の選定対象となった堺っ子くらぶ5校については、この10年間で運営事

業者が3回も変更となっています。このことは、継続性や安定性が何よりも大切とされる学童保育事業において、あり得てはならないことだと思います。

また、以前の回答では「価格と技術的要素を総合的に評価」とありますが、昨年度及び2022年度に行われた選定では、価格面において入札額が一番低いところが全て満点となっておりました。なおかつ、2022年度においては「価格点：技術点」の比率が「30：70」であったのに対し、昨年度は「50：50」に変更されており、価格面がより重視された選定方法となっています。

現状でも「指導員の賃金が低い」「施設や備品が古いのでどうかしてほしい」という声が現場から上がっているのにもかかわらず、委託費がより安いところが高得点という結果は、競争性や公平性より以前に、価格をできるだけ安く抑えたいという市の意向が表れている結果ではないでしょうか。

繰り返される事業者選定によりこれまで培ってきた保育の継承が困難な状況が続き、子どもたちからは「学童保育がおもしろくない」保護者からは「安心して子どもを預けることができない」との相談が学保連にもたくさん寄せられています。保育の継承については「仕様書に書いてある」という回答を毎回頂いていますが、「書いてある」だけでは守られていないことをきちんと受け止めてください。

このような結果をもたらす事業者選定のしくみを早急に見直してください。選定において、価格の安いところが満点になるしくみを変えてください。運営事業者同士を競争させるのではなく、処遇や研修を充実させ、保育の質の向上、放課後施策の底上げを図ってください。

2. 指導員の常勤配置について

こども家庭庁が2024年度の予算案において「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたことは大きな前進です。

一方で、令和6年5月1日のこども家庭庁の調査によると、堺市の常勤配置率は全国的に見ても非常に低く、指導員数1,357名に対して常勤職員数がわずか97名（7.1%）であり、全国20政令市の中で2番目に低い配置率となっています。

指導員が常勤で複数配置されることは、指導員の安定した雇用や、子どもたち・保護者の安心にもつながる大切な要件です。この補助金がより活用できるように、国においては2025年度から補助金活用の条件について改善することが示されています。堺市においても各運営事業者が常勤職員の雇用について積極的に取り組めるように、次年度の予算にこの補助金の活用を組み込んでください。

3. 子どもの権利が守られる保育について

昨年度実施された「堺市こども計画（案）」に対するパブリックコメントでは123人216件

の意見が寄せられ、その結果を踏まえて「こどもの権利条約」についての文言が新たに追記されました。2024年1月に改正された「放課後児童クラブ運営指針」においても、こどもの権利がより重視された内容へと改正されており、今改めてこどもたちにとっての最善の利益が大切にされようとしています。

そのようななかで、学童保育においては指導員不足や教室不足により保育環境が管理的にならざるを得ない状況が続き、こどもたちの自由な放課後の時間が奪われています。

新たな「堺市こども計画」、及び「放課後児童クラブ運営指針」の改定に則り、堺市として放課後施策の展望を示してください。こどもたちにどのように学童保育で育ち合っしてほしいとお考えか、その方針についてお示してください。

4. 運営協議会の設置について

以前の回答において「放課後児童対策等事業は、運営事業者が仕様書及び提案内容に基づき、その責任により実施するもので、運営協議会の設置はなじまない」とありました。

前項1～3に記述の通り、運営事業者がその責任で実施しなければならないことが、できないという状況が長年にわたり続いています。責任を全うしたくても困難（予算が足りない、引き続き継続したくても選定で落とされるなど）なくみが現在の堺市の放課後施策であり、このままでは負のスパイラルです。

学童保育の発展のためには関係者が協議する場が必要です。利用者である保護者や現場で働く指導員の声を聴くことはもちろん、主役であるこどもたちの意見を反映できるよう、運営協議会を設置してください。

受理年月日 令和7年5月7日

令和7年 第2回市議会(定例会)陳情書綴

令和7年5月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-25-0037

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。